

台湾の化学物質 台湾法規コンサルティング

台湾の新規化学物質として管理対象に該当する場合は、
台湾の輸入者側が申請者となり、対応する必要があります。
台湾側との連絡業務や情報収集を行い、不明点やトラブル発生時には、台湾当局に直接確認致します。

台湾新化学物質申請カテゴリ

申請タイプ	100kg/年	1t/年	10t/年	100t/年	1,000t/年
CMR物質	標準 第一級	標準 第一級	標準 第二級	標準 第三級	標準 第三級
新化学物質	少量	簡易	標準 第一級	標準 第二級	標準 第三級
限定場所中間ポリマー 製品製造工程研究用途	少量	簡易	標準 第一級	標準 第一級	標準 第一級
科学研究用途	登録免除 中央機関へ科学研究 用途届出の申請	簡易	標準 第一級	標準 第一級	標準 第一級
低懸念ポリマー	登録免除 中央機関へ低懸念ポリマー 事前認定の申請	少量			

既存化学物質

第一段階

01

既存化学物質の台湾における製造、台湾への輸入の数量が100 kgに達した日から
6ヶ月以内に登録を完了する必要があります。

標準登録（第二段階）

02

既存化学物質第一段階の登録を完了した物質で、当局が指定する106の物質に該当し、
かつ年間活動数量が1 tに達したときは、その翌年から起算し5年以内に
既存化学物質標準登録（第二段階）を完了する必要があります。

代理人業務

物質情報などの非開示を希望する場合、新規・既存どちらも台湾の代理人（作業代行）を指定する方法があり、弊社でも承っております。なお、代理人維持費用は新規物質のみ発生し、既存化学物質では維持費用のご請求はありません。但し、代理人の変更手続きをご希望の場合、変更作業の費用が発生します。



アジアンエクスプレス

〒160-0023 NH
東京都新宿区西新宿7-23-10 NSKビル2F CH₂
Phone: 03-3371-3002 Email: info@asian-express.co.jp